

第40回

志賀町自衛消防隊操法大会



団体優勝の大念寺自警団



大念寺自警団の迅速な消火

7月28日(日)、西山台の防災公園多目的広場で、自衛消防隊の操法大会が開催されました。町内の各集落や事業所から10チームの参加がありました。昭和55年に始まった本大会も今回で40回を数え、大会後、全大会に参加した3団体、「北吉田自警団」「末吉自警団」「梨谷小山自警団」にそれぞれ記念表彰がありました。

- 優勝 大念寺自警団
 準優勝 末吉自警団
 敢闘賞 梨谷小山自警団
 今市自警団
 志賀町役場自衛消防隊

- 優秀選手賞(個人賞)
 指揮者 徳楽 仁(梨谷小山自警団)
 1番員 鍋岡 祐兵(大念寺自警団)
 2番員 金森 尚太(大念寺自警団)
 3番員 橋本 健一(梨谷小山自警団)
 4番員 石田 貴道(大念寺自警団)

団体功労(40回記念表彰)

- 北吉田自警団
 末吉自警団
 梨谷小山自警団



優秀選手賞受賞の皆さん

回数	優勝	準優勝	参加隊数
第40回	大念寺自警団	末吉自警団	10
第39回	上野自警団	末吉自警団	11
第38回	安津見自警団	大念寺自警団A	14
第37回	米町自警団	志賀原子力発電所自衛消防隊A	13
第36回	末吉自警団	大念寺自警団A	14
第35回	末吉自警団	安津見自警団	13
第34回	大念寺自警団B	末吉自警団	12
第33回	末吉自警団B	大念寺自警団A	16
第32回	今市自警団	米町自警団	18
第31回	大念寺自警団A	志賀町役場	19
第30回	大世自警団	米町自警団	19
第29回	大世自警団	上野自警団A	17
第28回	末吉自警団	大世自警団	17
第27回	大世自警団	大念寺自警団A	18
第26回	大世自警団	志賀原子力発電所自衛消防隊	21
第25回	末吉自警団B	米町自警団	20
第24回	末吉自警団A	米町自警団	19
第23回	大念寺自警団B	上野自警団	21
第22回	大念寺自警団A	梨谷小山自警団	22
第21回	上野自警団A	日立メディアA	22
第20回	日立メディアA	大念寺自警団B	23
第19回	梨谷小山自警団	日立メディア	20
第18回	上野自警団B	二所宮自警団	24
第17回	梨谷小山自警団	上野自警団A	24
第16回	大念寺自警団B	日立メディアA	23
第15回	大念寺自警団A	日立ハイテクノA	24
第14回	甘田自警団	大念寺自警団	23
第13回	大念寺自警団A	甘田自警団	25
第12回	今市自警団A	石川サンケンA	27
第11回	末吉自警団B	末吉自警団A	23
第10回	梨谷小山自警団	大念寺自警団B	22
第9回	今市自警団A	梨谷小山自警団	23
第8回	出雲自警団A	上野自警団A	24
第7回	出雲自警団A	大念寺自警団	25
第6回	上野自警団A	米浜自警団B	32
第5回	代田自警団A	今市自警団	29
第4回	大世自警団	志加浦第一自警団	23
第3回	矢駄自警団B	梨谷小山自警団	15
第2回	大世自警団	末吉自警団	11
第1回	北吉田自警団B	今市自警団	13

40年の記録

昭和55年から毎年開催

10月 ふれあいミニ講座&クラフト体験

〈ナチュラルリース作り〉ドライフルーツや木の葉、リボンを使って作るオシャレリースです。

開催日時	10/12 (土)	10/16 (水)	10/17 (木)	10/22 (火・祝)
午前10:00~	○	○	○	○
午後 2:00~	○	○	○	○

場所: 花のミュージアム フローリー 定員: 各回先着30名さま



大きさ: 縦 約20cm×横 約21cm *写真はイメージです

★参加者募集★



- 受付期間 9月25日(水)~
- 受付時間 平日 9:00 ~ 17:00
- 参加費 無料
- 申込先

北陸電力(株)地域社会部 ふれあい担当

TEL 0767-32-4210

※町内 IP 電話サービスはご利用できません。

有料広告欄



9月9日は救急の日

「救急の日」は、救急業務、救急医療について、皆さんの理解と認識を深めてもらうとともに、救急医療関係者の意識高揚を図ることを目的に、昭和 57 年に定められました。

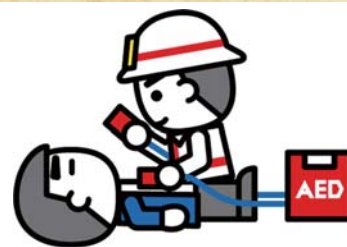
また、この日を含む 1 週間を「救急医療週間」として、全国的に関係行事が開催されます。

志賀消防署管内、救急医療週間期間中の活動

- 大型店舗での街頭広報
- 町内各公共機関、事業所のポスター掲示
- 志賀消防署救急隊・消防隊連携訓練
- 第 9 回 一次救命処置技術指導会 ～ 志賀町地域交流センター (AED を設置している事業所による心臓蘇生の指導会)

救命講習をおこなっています

応急手当の方法を学ぶ講習を開催しています。「もしも」という時に自信を持って対応できるよう、救命講習を受講しましょう。受講希望の人は、最寄りの消防署まで問い合わせてください。



枯れ草やもみ殻などの焼却による火災が発生しています！

稲刈りなどの農繁期は、もみ殻や稲わらの焼却など、火の取り扱いが多くなります。火災が発生しないよう気をつけてください。

○ 火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為を行う場合は、必ず志賀消防署又は志賀消防署富来分署に届出を提出してください。(羽咋郡市広域圏事務組合火災予防条例第 45 条)

○ 廃棄物(ごみ)等を野焼きした場合は、5 年以下の懲役、1000 万円以下の罰金のいずれか、または両方が科せられることがあります。(廃掃法第 25 条)



有料
告
欄

公益社団法人 志賀町シルバー人材センター 会員募集

- 仕事を依頼したい
「人を雇うまでもなく、専門業者に頼むほどでもないが、誰かに頼むあてがない」…
- 仕事をしてみたい
町内に住む健康で働く意欲のある 60 歳以上の方なら、誰でも会員になれます。

まずは、お電話ください!! ☎ (0767) 42-2170 (富来行政センター内)



こんにちは!

ハローワーク羽咋です!



◆「応募するチャンス」を逃さないために、事前に準備をしておきましょう。

就職活動では、企業からの求人を見て「自分の希望の仕事」を探すと同時に、様々なことを事前に準備しておくことが必要です。

◆履歴書や職務経歴書を作成しておきましょう。

自分の希望に合う求人が、企業からいつ提出されるか分かりません。また、応募者多数の求人などは早めに応募しないと、あっという間に締め切られることもあります。履歴書などの応募書類は、必ず会社に提出する必要があるのですから、その書類を作成するのに手間取っていると、応募を逃してしまうこともあります。

そのため、事前に余裕をもって作成しておくことをお勧めします。

◆応募する企業の情報をチェック!

応募する企業が決まったら、面接前に企業の情報を収集しておきましょう。「当社のことはどの程度知っていますか」という質問に「あまりよく知りません…」では、「なぜ入社したいのか」という気持ちが伝わりません。

求人以外で情報を収集する方法としては、企業のホームページの閲覧が挙げられます。

また、ハローワーク羽咋では各企業の画像を求人検索パソコンで公開しているほか、「企業情報コーナー」には、企業パンフレットなどの情報を掲示してあります。いろんな情報をチェックし検討することで、応募に向かって、自信を持ってしっかり進めるはずですよ。

企業情報の把握、応募書類の作成ポイントの説明や点検など、応募に関することは、お気軽に窓口へご相談ください。

問ハローワーク羽咋 ☎ 0767-22-1241

相法 談律

相隣地間の擁壁の設置・修繕

Q・・・隣地とは約1メートルの高低差があり、私の土地は高地側です。低地側との境として擁壁が設けられています。この擁壁は、私の祖父が、今から40年前に設置したのですが、かなり劣化していて崩落の危険性があります。そこで、修繕を考えていますが、その費用は高地側の私が全面的に負担しなければならぬのでしょうか。

A・・・高低差のある相隣地間に擁壁を設置する場合、一般的には、高い位置にある土地の所有者が、その所有地内で擁壁を設置し、費用も負担することが原則です。これは、擁壁が高地側の土留めの役割を果たすものであることや、擁壁の下端が低地側との境界と解されていることからです(もともと、擁壁の下に側溝があり、高地側からこの溝に汚水などを流している場合は、低地側の溝の利用状況も勘案して、溝の中心線又は溝の全部を高地側の境界とする考え方が一般的です)。

しかし、土地に高低差があるからといって、直ちに高地側の所有者が自費で擁壁を設置しなければならない

・弁護士 國田 武二郎 (堀松出身)
東京地検、名古屋地検、横浜地検、仙台高等検察庁検事等を歴任。現在は「あすなろ法律事務所」を開設し弁護士として活動しています。愛知学院大学の特別教授も務めています。



という義務が、法律上明記されているわけではありません。自ら土地を削って高低を作った低地側の所有者(すなわち、人為的作為的に高低差を作った者)は、高地側の所有者に擁壁設置や費用負担を求めることはできず、その場合は、低地側の所有者が自らの所有地内で費用を負担し擁壁を設置するということとなります。擁壁の設置は、低地側にとっても、土砂の崩落や流入の防止というメリットがあるので、費用を折半して境界線上に擁壁を築造したり、擁壁を共有することもあります。劣化して崩落などの危険のある擁壁の修繕義務ですが、擁壁の所有者(多くは高地側)が、修繕義務を負い、その費用も負担するのが原則です。しかし、擁壁の改修工事などには多額の費用を要します。そして、その改修の結果、低地側にも土砂の崩落を予防するという利益があることから、裁判所は、擁壁の所有者に改修工事を命じつつも、その費用は、擁壁の所有者(高地側)と隣地所有者(低地側)の双方に負担を求めるといった判断を示しています。設問の事例では、低地側の所有者と費用の面で話し合いをすることをまずお勧めします。